**1. 提携仲介契約・FA契約締結にあたっての確認事項**

当社は、業務形態の実態に合致した契約を締結し、契約締結前に特に下記の事項について説明を行います。さらにご説明が必要な場合には、担当者にお申し付けの上、契約締結までにご確認をお願いいたします。

(1) 仲介者（譲り渡し側・譲り受け側の両当事者と契約を締結し双方に助言する）、FA（一方当事者のみと契約を締結し一方のみに助言する）の違いとそれぞれの特徴

(2) 提供する業務の範囲・内容

(3) 手数料に関する事項（算定基準、金額、支払時期等）

(4) 秘密保持に関する事項

(5) 専任条項（セカンド・オピニオンの可否等）  
・依頼者が他の支援機関の意見を求めたい部分を仲介者・FAに対して明確にした上、これを妨げるべき合理的な理由がない場合には、依頼者に対し、他の支援機関に対してセカンド・オピニオンを求めることを許容します。ただし、相手方当事者に関する情報の開示を禁止したり、相談先を法令上又は契約上の秘密保持義務がある者や事業承継・引継ぎ支援センター等の公的機関に限定したりする等、情報管理に配慮します。  
・専任条項を設ける場合には、契約期間を最長でも６か月～１年以内を目安として定めます。  
・依頼者が任意の時点で提携仲介契約・FA契約を中途解約できることを明記する条項等(口頭での明言も含む。)も設けます。

(6) テール条項（契約終了後も、一定の条件下において手数料を取得する条項）  
・テール期間は最長でも2年～3年以内を目安とします。  
・テール条項の対象は、あくまで当社が関与・接触し、譲り渡し側に対して紹介した譲り受け側のみに限定します。

(7) 契約期間

(8) 依頼者が、提携仲介契約・FA契約を中途解約できることを明記する場合には、当該中途解約に関する事項

**2. 最終契約・クロージングにあたっての確認事項**

当社は、最終契約の締結について、契約内容に漏れがないよう依頼者に対して再度の確認を促します。また、クロージングに向けた具体的な段取りを整えた上で、当日には譲り受け側から譲渡対価が確実に入金されたことを確認します。

上記の他、当社は、中小M&Aガイドラインの趣旨に則った行動をいたします。